

**6 河野栄二家文書**  
(旧住所 行方郡武田村大字帆津倉)

| 目録番号  | 年号   | 西暦   | 干支 | 開 | 月  | 日  | 標題                              | 作成   | 宛名              | 形態 | 数量 | 整理番号  |
|-------|------|------|----|---|----|----|---------------------------------|--|-----------------|----|----|-------|
| 1 1   | 寛保 3 | 1743 |    |   |    |    | 松平様江御用立金并献金控 歎願書シタ書入(包紙)        |  |                 | 切紙 | 1  | 4 1   |
| 1 2   | 寛保 3 | 1743 | 亥  |   | 4  |    | (寛保3年より天保14年迄金子借用証文等写書綴)        |  |                 | 綴  | 1  | 4 2   |
| 2     | 文政 2 | 1819 | 己卯 |   | 1  |    | 帆津倉村非常備金控                       |  |                 | 横帳 | 1  | 1     |
| 3 1   |      |      |    |   |    |    | 備金一筆入れ(包紙)                      |  |                 | 切紙 | 1  | 2 1   |
| 3 2   | 文政 3 | 1820 | 辰  |   | 12 |    | 備金配分面附帳                         | 庄屋 宇兵衛, 組頭 新衛門                             |                 | 縦帳 | 1  | 2 2   |
| 4 1   | 文政 5 | 1822 | 午  | 閏 | 1  |    | 請取証文 弐通(包紙)                     |  |                 | 切紙 | 1  | 7     |
| 4 2   | 文政 5 | 1822 | 午  | 閏 | 1  |    | 請取申金子之事(其元村方百姓難渋助成金100両御蔵入りにつき) | 中村治兵衛㊦                                     | 河野新三衛門殿         | 縦紙 | 1  | 7 1   |
| 4 3   | 文政13 | 1830 | 寅  |   | 12 |    | 請取申金子之事(其元村方百姓難渋助成金100両御蔵入りにつき) | 郡司五郎左衛門㊦                                   | 河野新三衛門殿         | 縦紙 | 1  | 7 2   |
| 5 1   | 文政 9 | 1826 | 戌  |   | 12 | 1  | 文政九戌年十二月朔日献納御請取書(包紙のみ)          |  |                 | 切紙 | 1  | 8 1   |
| 5 2 1 |      |      |    |   |    |    | 村方取究連印一札(包紙)                    |  |                 | 縦紙 | 1  | 8 2 1 |
| 5 2 2 | 文政 7 | 1824 | 申  |   | 11 | 27 | 差出申一札之事(不埒者3人につき村一統連判詫入証文)      | 仁兵衛㊦, 忠兵衛㊦, 新六㊦, 他28名                      | 河野新三衛門殿 河野新左衛門殿 | 継紙 | 1  | 8 2 2 |
| 6     | 文政 7 | 1824 | 申  |   | 12 | 2  | 備金米配分控帳                         | 立合 河野新三衛門 河野新左衛門, 取扱人 庄屋 宇兵衛 組頭 新衛門 同 治郎衛門 |                 | 横帳 | 1  | 3     |
| 7 1   | 文政 9 | 1826 |    |   |    |    | 上(包紙)                           | 藤介 長兵衛                                     |                 | 切紙 | 1  | 6     |
| 7 2   | 文政11 | 1828 | 子  |   | 1  | 22 | 入置申一札之事(藤介・長兵衛両人身持ち引請につき)       | 当人 藤介 他4名, 当人 長兵衛 他4名, 立合人 庄屋 宇兵衛 他2名      | 河野新三右衛門殿        | 継紙 | 1  | 6 1   |
| 7 3   | 文政11 | 1828 | 子  |   | 1  | 22 | 入置申一札之事(同上下書)                   | 当人 藤介 他4名, 当人 長兵衛 他4名, 立合人 庄屋 宇兵衛 他2名      | 河野新三右衛門殿        | 継紙 | 1  | 6 2   |
| 8     |      |      | 子  |   | 12 | 17 | 覚(御村方助成金利分6両御納受被下たき旨)           | 長谷川多惣治㊦                                    | 河野新三衛門殿         | 切紙 | 1  | 5     |

## 河野栄二家文書

### 史料の概要と特色

河野栄二家文書は、1950年代初頭水産庁の委託を受けた財団法人日本常民文化研究所が全国の漁村史料を調査した際、借用・収集したものである。昭和27(1952)年8月9日、行方郡武田村大字帆津倉の河野栄二氏によって水産庁に寄贈され水産総合研究センターに所蔵されている。当時作成された「寄贈受取証」には、寄贈文書10点と記されているが、その後の整理の結果、現在は16点として保管されている。この行方郡武田村の大字名・帆津倉は、江戸期から明治11(1878)年まで常陸国行方郡帆津倉村として存在し、北浦四十四ヶ津の一つでもあった。元禄13(1700)年以降、明治3(1870)年までは守山藩領であり、本文書群はその時期に作成されたものである。帆津倉村は、明治11(1878)年三和村の一部となったが、昭和30(1955)年以降は北浦村に属している。

探訪当時の記録によると、寄贈者河野氏については、「旧家、充分明らかでないが名主格以上の富豪であり、幕末には大きな勢力を持っていたと思われる。村の借金を立て替えた文書等数点のみ寄贈していただいた。その外借金証文は多量に保存されている。最近まで醤油業を手広く営み有名であった。」(『漁業制度資料目録9霞浦』1953年)とある。河野氏については、『新編常陸』にもその名が見え、醤油「亀甲セフ」を産した旧家と紹介されている。(『角川日本地名大辞典』茨城県1991年)

本文書史料は、文政2(1819)年から明治初年の間に作成されたものであり、御用金受取や騒動等、藩役人や村役人との遣り取りに関するものである。漁業や経営(商い)関係の文書は当研究センター所蔵文書においては見当たらない。帆津倉村の富豪河野家の藩財政及び村方への経済的貢献度が感知されるものばかりである。『茨城県史料近世社会経済編』II、IIIにも、「北浦・河野家文書」として紹介されている。そこには、「行方郡帆津倉村の名主河野家」(II-35頁)としてあるが、本文書16点中には河野家が、「名主」と名乗っている文書は1点もない。河野新太郎、河野新之右衛門、河野新之衛門、河野新左衛門等の名は立合や配分の場に見えるが肩書は付されていない。しかし、残されている文書類は大きく厚く上質な楮紙を用いたものが多く、この面から推測しても藩内における家格の高さを感じ得るものである。前記4名の系図上の関係は不明であるが、河野新之右衛門が宛名等に最も多く現れる状況から、この時期における河野家当主であったことは十分考えられる。また、庄屋宇兵衛(目録番号2、3、5-2-2、6)なる人物が文書中に認められることを付言しておきたい。ここでは、「名主」ではなく「庄屋」と記されている点にも注目されるが、守山藩主松平氏が、御三家水戸家の分家であったため、水戸藩の影響が強かったことによると考えられる。

当研究センター所蔵史料が県史に紹介されたものは以下の3点で河野家を知る上に役立つものである。

- ① 文政五(1822)年午閏一月 「請取申金子之事(水腐等百姓難渋に付助成金請取証文)」(目録番号4-2) ⇔ 『茨城県史近世社会経済編II』207頁

② 文政十三（1830）年寅十二月 「請取申金子之事（水腐等百姓難渋に付助成金請取証文）」（目録番号 4-3）⇔『茨城県史近世社会経済編Ⅱ』208 頁

③ 文政七（1824）年申十一月二十七日 「差出申一札之事（不埒者三人に付村一統連判証文）」（目録番号 5-2-2）⇔『茨城県史近世社会経済編Ⅲ』544 頁

①、②の史料は、河野家が守山藩に融資した利息を村方の不食金として備え、藩の蔵（松川御蔵）に入置くというものである。利息は最初 8 分、後 6 分と記されている。「水腐其外格別御百姓難渋之年柄、願出次第相下可申候、為後日請取金証書、依如件」とある。河野家が藩政に協力し、百姓救済政策に参加している点が注目される。領主と上層富豪との関係をものがたるものであり、地元における有力者であったと思われる。尚、①、②の関連文書として、文政二（1819）年己卯正月「帆津倉村非常備金控」（目録番号 2）、文政三（1820）年辰十二月「備金配分面付帳」（目録番号 3）、文政七（1824）年申十二月「備金米配分控帳」（目録番号 6）、年未詳子十二月 17 日「覚」（目録番号 5）が保管されている。

③の史料は、地元の農民 3 名の者共が河野新左衛門川岸場で「法外之儀」をしたことに対し、村中連判、村役人奥印を以て河野家に詫びた一札である。なぜ、農民らが川岸場でこのような行動に出たのかは不明だが、領主やそれに連なる河野家（北浦水運を利用して巨利を得た一族）に対する何らかの抵抗があったことが伝わってくる史料である。

（文責 鈴木江津子）